



発行 新潟県

第31号

令和8年4月24日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 334 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 335 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請(地域農政推進課)
- 336 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請(地域農政推進課)
- 337 漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定(水産課)
- 338 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 339 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 340 連携管理保全計画の認可(農地計画課)
- 341 土地改良区連合役員の就退任届(農地計画課)
- 342 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 343 交換分合計画の縦覧(農地整備課)
- 344 県営土地改良事業の工事完了(農地整備課)
- 345 道路の区域変更(道路管理課)
- 346 包括外部監査契約の締結(監査委員事務局)

公 告

- 狩猟免許試験の実施について(環境対策課)
- 狩猟免許更新講習会の実施について(環境対策課)
- 一般競争入札の実施(地域医療政策課)
- 大規模小売店舗の届出事項の変更(地域産業振興課)
- 大規模小売店舗の廃止(地域産業振興課)
- 特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)
- 特定調達契約(物品の購入等)に係る競争入札参加者の資格(出納局会計検査課)
- 特定調達契約(庁舎等管理業務の委託)に係る競争入札参加者の資格(出納局会計検査課)
- 特定調達契約の落札者等(財務課)

病院局公告

- 特定調達契約の契約者等(病院局経営企画課)

教育委員会告示

- 4 新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程の一部改正(義務教育課)

公安委員会規則

- 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(生活安全企画課)
- 7 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則(生活安全企画課)

公安委員会告示

- 50 警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)
- 51 警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)

告 示

◎新潟県告示第334号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、胎内市の特定計量器定期検査を次のとおり実施す

る。

令和8年4月24日

新潟県知事 花角 英世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う日時等

検査日時		検査場所	検査区域等
5月27日(水)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	胎内市役所 本庁車庫	胎内市全域
5月28日(木)			
5月29日(金)	胎内市役所 黒川庁舎車庫		
6月1日から令和9年3月15日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日、同月31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第335号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年4月24日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
阿賀野市堀越字砂田3257番	田	842
阿賀野市堀越字砂田3285番1	畑	548
阿賀野市堀越字砂田3286番	田	46
阿賀野市堀越字砂田3415番1	畑	519
阿賀野市堀越字砂田3415番子	田	23
阿賀野市堀越字砂田3416番1	田	39
阿賀野市堀越字砂田3416番2	田	9.91
阿賀野市堀越字砂田3429番	畑	109
阿賀野市寺社字鴨深甲3042番	田	2,023

2 申請に係る農地の利用の状況

- ・ 土地所有者とその配偶者はいずれも死亡し、それらの子も死亡又は相続放棄している。
- ・ 借受予定者が令和8年5月まで当該ほ場を借り入れて水稻を栽培している。
- ・ 借入希望者は、引き続き当該農地を活用して水稻の栽培を行う計画であるため県の裁定を希望している。
- ・ これまで相続者も出てきていないことから、裁定が行われないと今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

- ・ 水稻栽培

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

- ・ 地域計画に位置付けられた農地であり、農地中間管理権を取得する農地の基準に適合する。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年8月	5年	83,425円

6 意見書の提出

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年5月8日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第336号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年4月24日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
阿賀野市堀越字砂田778番1	田	455
阿賀野市堀越字砂田3182番1	田	24
阿賀野市堀越字市戸3964番	田	1,140
阿賀野市堀越字片田3498番1	田	868
阿賀野市堀越字片田3499番1	田	580
阿賀野市堀越字砂田3287番1	田	1,004
阿賀野市堀越字砂田3292番1	畑	50
阿賀野市堀越字砂田3410番1	畑	66
阿賀野市堀越字砂田3410番3	田	6.55
阿賀野市堀越字砂田3411番1	田	0.42
阿賀野市堀越字砂田3413番1	畑	52
阿賀野市堀越字砂田3413番子	田	16
阿賀野市堀越字砂田3414番1	田	376

2 申請に係る農地の利用の状況

- ・ 土地所有者とその配偶者はいずれも死亡し、それらの子も死亡又は相続放棄している。
- ・ 借受予定者が令和8年5月まで当該ほ場を借り入れて水稻を栽培している。
- ・ 借入希望者は、引き続き当該農地を活用して水稻の栽培を行う計画であるため県の裁定を希望している。
- ・ これまで相続者も出てきていないことから、裁定が行われないと今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

- ・ 水稻栽培

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

- ・ 地域計画に位置付けられた農地であり、農地中間管理権を取得する農地の基準に適合する。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年8月	5年	89,835円

6 意見書の提出

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年5月8日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第337号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和8年4月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 加入区の名称 名立加入区
- 2 区域 新潟県上越市名立区一円の区域

◎新潟県告示第338号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の川東土地改良区の定款の変更を令和8年4月14日認可した。

令和8年4月24日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第339号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区の定款の変更を令和8年4月14日認可した。

令和8年4月24日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11第1項の規定により、次のとおり新穂地域連携管理保全計画を認可した。

令和8年4月24日

新潟県佐渡地域振興局長

連携管理保全計画の名称	連携管理保全計画を定めた者の所在及び名称	認可年月日
新穂地域水土里ビジョン	佐渡市新穂瓜生屋490番地 新穂村土地改良区	令和8年4月15日

◎新潟県告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和8年4月24日

新潟県新発田地域振興局長

1 退任

監事 新潟市北区太田2110番地 金子 精一
退任年月日 令和8年3月31日

◎新潟県告示第342号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和8年4月24日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
内ノ沢堤	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業	五泉市	令和8年1月16日

◎新潟県告示第343号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第99条第1項の規定により、柏崎土地改良区から申請のあった交換分合計画を相当と認めたので、令和8年4月27日から令和8年6月11日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月24日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
柏崎市 柏崎土地改良区	平井	交換分合	交換分合計画書の写し	柏崎市役所

1 異議の申出について

この処分について異議がある場合は、この交換分合計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第344号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和8年4月24日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
米納津佐渡山	区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業	燕市	令和8年3月26日

◎新潟県告示第345号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和8年4月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
長岡市三島上条字梶山2135番1から	新	17.6～56.2メートル	62.2メートル
同市三島上条字梶山2128番1まで	旧	15.3～56.2メートル	62.2メートル

◎新潟県告示第346号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和8年4月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和8年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 高橋 顕
住所 新潟市中央区西堀通3番町804番地1 シティタワー西堀1905号
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
執務費用及び実費の額の合算
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払、必要に応じ前金払

公 告

狩猟免許試験の実施について(公告)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のように実施する。

令和8年4月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 試験の日時及び場所

試 験			試験会場 (所在地)	対象地域	申請期間
月 日	受付時間	開始時間			
7月4日 (土)	午前9時 ※長岡会 場は午前 9時15分	午前9時30 分	新発田市カルチャーセンター (新発田市本町4丁目16番83号)	村上市、関川村、粟島浦村、 新発田市、阿賀野市、胎内市、 聖籠町	5月22日(金) ～6月15日 (月)
			青葉台コミュニティセンター (長岡市青葉台1丁目甲120番地8)	長岡市、見附市、小千谷市、 出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、 湯沢町、十日町市、津南町、 柏崎市、刈羽村	
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3丁目8番34号)	上越市、妙高市、糸魚川市	

			新潟県庁 (新潟市中央区新 光町4番地1)	新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市、 燕市、三条市、加茂市、田上町、 弥彦村	
9月5日 (土)	午前9時 ※長岡会 場は午前 9時15分	午前9時30 分	青葉台コミュニテ ィセンター (長岡市青葉台1 丁目甲120番地8)	長岡市、見附市、小千谷市、 出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、 湯沢町、十日町市、津南町、 柏崎市、刈羽村、上越市、妙高市、 糸魚川市	7月22日(水) ～8月17日 (月)
			新潟県庁 (新潟市中央区新 光町4番地1)	村上市、関川村、粟島浦村、 新発田市、阿賀野市、胎内市、 聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、 佐渡市、燕市、三条市、加茂市、 田上町、弥彦村	
11月20日 (金)	午前9時 ※長岡会 場は午前 9時15分	午前9時30 分	青葉台コミュニテ ィセンター (長岡市青葉台1 丁目甲120番地8)	長岡市、見附市、小千谷市、 出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、 湯沢町、十日町市、津南町、 柏崎市、刈羽村	10月6日(火) ～10月29日 (木)
			上越地域振興局 健康福祉環境部 (上越市春日山町 3丁目8番34号)	上越市、妙高市、糸魚川市	
			新潟県庁 (新潟市中央区新 光町4番地1)	村上市、関川村、粟島浦村、 新発田市、阿賀野市、胎内市、 聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、 佐渡市、燕市、三条市、加茂市、 田上町、弥彦村	
1月9日 (土)	午前9時	午前9時30 分	新潟県庁 (新潟市中央区新 光町4番地1) ※わな猟免許のみ	全県	11月27日(金) ～12月21日 (月)

2 受験資格

新潟県内に住所を有する試験当日20歳以上（網猟免許又はわな猟免許を受験する場合は18歳以上）の者

3 受験申込みの手続

(1) 提出書類

ア 紙申請の場合

狩猟免許申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付けること。

所定の狩猟免許手数料（1免許種につき5,200円（現に受けている狩猟免許と異なる狩猟免許を受けようとする場合にあつては、3,900円）を窓口キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー）又は県が郵送する納入通知書（ただし、申請期間前に申し出が必要。）により納付すること。

イ 電子申請の場合

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真画像データを貼付すること。

なお、申請手数料は申請窓口におけるキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー）も可能。

※ 利用可能な電子決済は、クレジットカード、Pay-easy（インターネットバンキング、ATMでの支払い）

(2) 添付書類（紙申請、電子申請ともに共通）

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書（アの許可を受けていない者）

アの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けてい

ない者は医師の診断書(①統合失調症、②そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、③てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。))及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 住民票

受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度住民票を提出した者が同一年度内に再度受験する場合は、前回受験時から住所の変更がない場合に限り、申し出により住民票提出を省略できるものとする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受験者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉(環境)部(新潟市に住所を有する者は新潟県環境局環境対策課)に、第1回試験を受験しようとする者にあつては令和8年5月22日から6月15日(電子申請を行う場合は6月8日)までの間に、第2回試験を受験しようとする者にあつては令和8年7月22日から8月17日(電子申請を行う場合は8月10日)までの間に、第3回試験を受験しようとする者にあつては令和8年10月6日から10月29日(電子申請を行う場合は10月22日)までの間に、第4回試験を受験しようとする者にあつては令和8年11月27日から12月21日(電子申請を行う場合は12月14日)までの間に提出すること。

なお、納入通知書による手数料の納付を希望する場合は、申請期間の開始より前に申し出が必要。

4 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び会場を明示した受験票を送付する。

5 試験の内容、順序等

狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は適性試験、知識試験、技能試験とし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

6 試験会場の指定

試験会場は、受験者の住所地ごとに、1の試験の日時及び場所のとおり対象地域が定められているので、受験票に明示された会場を受験すること。指定会場以外を受験を希望する場合は、申請の際に申し出るものとする。指定された日時及び会場で受験できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許申請書を提出した地域振興局健康福祉(環境)部、又は新潟県環境局環境対策課に申し出ること。

7 試験の合格者

試験終了後、約2週間で通知(郵送)し、合格者には狩猟免許状を同封する。

なお、合格者の受験番号は新潟県のホームページで公開する。

8 試験についての問い合わせ

新潟県環境局環境対策課(電話025-280-5152)又は地域振興局健康福祉(環境)部に問い合わせること。

狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施について(公告)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第51条第2項及び第4項に規定する適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和8年4月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 適性試験及び講習の日時、会場

月 日	受付時間	開始時間	会場及び所在地	対象地域	申請期間(※)
6月13日(土)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時~午後4時)		新潟県庁 (新潟市中央区新光町4番地1)	新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	4月30日(木) ~5月25日(月)
6月20日(土)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時~午後4時)		長岡地域振興局 (長岡市沖田2丁目173番地2)	長岡市	5月7日(木) ~6月1日(月)
	受講票に記載の時間のとおり (午後1時~午後4時)		ワークパル上越 (上越市下門前477番地)	上越市(旧上越市、上越市三和区、板倉区、清里区)	

7月11日(土)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時半～午後4時)	村上地域振興局健康福祉部 (村上市肴町10番地15)	村上市、関川村、粟島浦村	5月28日(木) ～6月22日(月)
	受講票に記載の時間のとおり (午後1時半～午後4時)	長岡地域振興局 (長岡市沖田2丁目173番地2)	三条市、燕市、加茂市、弥彦村、田上町、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市	
7月18日(土)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	糸魚川地域振興局 (糸魚川市南押上1丁目15番地1号)	糸魚川市	6月4日(木) ～6月29日(月)
8月8日(土)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	十日町地域振興局 (十日町市妻有町2丁目1番地)	十日町市、津南町、南魚沼市、湯沢町	6月25日(木) ～7月21日(火)
8月22日(土)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	新発田カルチャーセンター (新発田市本町4丁目16番83号)	阿賀野市、新発田市、胎内市、聖籠町	7月9日(木) ～8月3日(月)
		ワークパル上越 (上越市下門前477番地)	上越市(上越市名立区、安塚区、大島区、牧区、浦川原区、中郷区、頸城区、大潟区、柿崎区、吉川区)、妙高市	
8月23日(日)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	柏崎地域振興局 (柏崎市鏡町11番9号)	柏崎市、刈羽村	
9月14日(月)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4番地1)	全県	7月31日(金) ～8月25日(火)

※ 支払い期間を含むため、電子申請期間は締切が1週間程度短く設定されている。

2 受講対象者

令和5年度に狩猟免許を受けた者

3 受講申込みの手続

(1) 提出書類

ア 紙申請の場合

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付けること。

所定の狩猟免許更新手数料(1免許種につき2,900円)を窓口キャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー)又は県が郵送する納入通知書(ただし、申請期間前に申し出が必要。)により納付すること。

イ 電子申請の場合

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真画像データを貼付すること。

なお、申請手数料は申請窓口におけるキャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー)も可能。

※ 利用可能な電子決済は、クレジットカード、Pay-easy(インターネットバンキング、ATMでの支払い)

(2) 添付書類(紙申請、電子申請ともに共通)

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書(アの許可を受けていない者)

アの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書（①統合失調症、②そううつ病（そう病及びびうつ病を含む。）、③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害もたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの）。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面（認定鳥獣捕獲等事業に従事する者で、適性試験の免除を希望する者に限り必要となる。）

狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面は、認定鳥獣捕獲等事業者が作成し、適性を有することを確認した日が申請前1年以内のものを有効とする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受講者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部（新潟市に住所を有する者は新潟県環境局環境対策課）に、受講する講習会の申請期間内に提出すること。

4 受講者への通知等

狩猟免許更新申請書を受理した後、受講者へ適性試験、講習の日時及び会場を明示した受講票を送付する。

5 適性試験、講習の内容及び順序等

狩猟に関する適性試験を行った後、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取り扱いについて所定時間の講習を行う。

ただし、3(2)ウの書面を添付した者で適性を有することが確認できた場合は、適性試験を免除する。

6 適性試験及び講習会場の指定

適性試験及び講習会場は、受講者の住所地ごとに1の適性試験及び講習の日時、会場のとおり指定されているので、受講票に明示された会場を受講すること。指定会場以外を受講を希望する場合は、申請の際に申し出るものとする。指定された日時及び会場を受講できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許更新申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県環境局環境対策課に申し出ること。

7 適性試験の合格者

適性試験に合格した者に狩猟免許を交付する。狩猟免許の交付を受けた者は、狩猟免許の交付を受けた地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県環境局環境対策課に旧狩猟免許を返納すること。

8 適性試験及び講習についての問い合わせ

新潟県環境局環境対策課（電話025-280-5152）又は地域振興局健康福祉（環境）部に問い合わせること。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、耳鼻咽喉科手術機器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和8年4月24日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

耳鼻咽喉科手術機器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年12月25日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部地域医療政策課

電話番号 025-280-5632

Eメール ngt040320@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

令和8年6月2日（火） 午後4時

- (5) 開札の日時及び場所

令和8年6月3日（水） 午前9時

新潟県福祉保健部地域医療政策課

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和8年5月1日（金）午後4時までに、出納局会計検査課に提出しなければならない。

- (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和8年5月20日（水）午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約書作成の要否

要

- (9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県基幹病院事業）へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

ENT surgical devices [1]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4:00P.M. May 20 2026

(3) Date of bid opening:

9:00A.M. June 3 2026

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Regional Health Policy Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5632

E-mail: ngt040320@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年4月24日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ピアレマート小出店

所在地 魚沼市原虫野337番地1

設置者 株式会社スポット

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社スポット 代表取締役 朝日 幸勝 新潟県柏崎市東原町17番地2

(変更後) 株式会社スポット 代表取締役 黒井 英恭 新潟県長岡市新産三丁目6番地12

(2) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 良食生活館小出店

(変更後) ピアレマート小出店

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社スポット 代表取締役 朝日 幸勝 新潟県柏崎市東原町17番地2

(変更後) 株式会社スポット 代表取締役 黒井 英恭 新潟県長岡市新産三丁目6番地12 他1者

3 変更年月日

(1) 令和5年9月1日 他

(2) 平成30年2月24日

(3) 令和5年9月1日 他

4 変更理由

(1)、(2)、(3) 設置者の代表者変更のため 他

- 5 届出年月日
令和8年4月1日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、魚沼市産業経済部商工課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和8年4月24日から令和8年8月24日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の廃止について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

令和8年4月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者(廃止前のもの)
名 称 タウン21
所在地 燕市吉田法花堂字浦畑211-1
設置者 吉川金属株式会社
- 2 店舗面積の合計
(変更前) 3,717平方メートル
(変更後) 0平方メートル
- 3 廃止(大規模小売店舗立地法第3条第1項に定める基準面積以下)となる年月日
平成26年1月31日
- 4 廃止しようとする理由
閉店のため
- 5 届出年月日
令和8年3月31日

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 落札件名及び数量

(1) 男性警察官用夏服上衣長袖	750着
〃 夏服上衣半袖	780着
(2) 男性警察官用夏服ズボン	550本
(3) 女性警察官用夏服上衣長袖	195着
〃 夏服上衣半袖	145着
〃 夏服ベスト	55着
〃 夏服ズボン	145本
(4) 男性警察官用夏帽子	130個
警察官用夏活動帽子	350個
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和8年3月12日

- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 上記1(1)及び(3)、(4)について
小池被服株式会社
新潟県新潟市西区平島2丁目8番地6
 - (2) 上記1(2)について
船山株式会社新潟支店
新潟県新潟市東区卸新町3丁目51番地29
- 5 落札価格
 - (1) 上記1(1)について
19,296,750円
 - (2) 上記1(2)について
7,502,000円
 - (3) 上記1(3)について
7,046,600円
 - (4) 上記1(4)について
3,093,200円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和8年1月20日

特定調達契約（物品の購入等）に係る競争入札参加者の資格について（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、新潟県が発注する物品の購入又は物品の製造の請負についての競争入札に参加しようとする者の令和8年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に令和11年3月31日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

令和8年4月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達をする物品等の種類
次のとおりとする。
 - (1) 文具事務機器類
 - (2) 家具類
 - (3) 印刷・印章類
 - (4) 機械類
 - (5) 薬品・肥飼料・資材類
 - (6) 車両・船舶類
 - (7) 燃料・油脂類
 - (8) 工事中材料類
 - (9) 雑類
- 2 競争入札に参加することができる者
入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、資格審査を受け、参加資格が認められているものとする。
 - (1) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、許認可等を受けている者
 - (2) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。）

- (3) 後記3に規定する税について未納がない者
- (4) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
 - キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、物品等入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 法人の場合

- ア 法人の登記事項証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
- ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- オ 新潟県の県税納税証明書
- カ 法人税の納税証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
- キ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 個人の場合

- ア 成年被後見人、被保佐人又は被補助人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）（被保佐人又は被補助人にあつては、知事が別に指示する書類）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市区町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書
- ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- オ 新潟県の県税納税証明書
- カ 所得税の納税証明書（外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
- キ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

4 申請書類の作成に用いる言語等

- (1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- (2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。
- 5 申請書用紙の入手方法
新潟県出納局ホームページ（下記ホームページアドレス）から取得することが可能である。
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/suitou/8buppin.html>
- 6 申請の時期
令和9年3月31日まで随時受け付ける。
なお、審査事務の都合上、資格審査の決定が入札に間に合わないことがある。
- 7 資格審査結果の通知
物品等入札参加資格を有すると決定したときは、物品等入札参加資格承認通知書により通知する。
- 8 資格の有効期間
物品等入札参加資格決定の日から令和11年3月31日までとする。
- 9 申請書の提出先及び照会先
郵便番号950-8570
新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課調達契約係
電話025-280-5490（直通）

特定調達契約（庁舎等管理業務の委託）に係る競争入札参加者の資格について（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、新潟県が発注する庁舎等管理業務の委託についての競争入札に参加しようとする者の令和8年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に令和11年2月28日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

令和8年4月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調達をする庁舎等管理業務の種類

次のとおりとする。

- (1) 建築物清掃業務
- (2) 建築物空気環境測定業務
- (3) 建築物飲料水水質検査業務
- (4) 建築物飲料水貯水槽清掃業務
- (5) 建築物ねずみ昆虫等防除業務
- (6) 建築物空気調和用ダクト清掃業務
- (7) 建築物排水管清掃業務
- (8) 建築物環境衛生総合管理業務

2 競争入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、資格審査を受け、参加資格が認められているものとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の登録（以下「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録」という。）を受けている者（知事がこれと同等の庁舎等管理業務を遂行する能力があると認めた者を含む。）
- (2) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、許認可等を受けている者
- (3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。）
- (4) 後記3に規定する税について未納がない者
- (5) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ウ 暴力団員であると認められる者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 法人の場合

- ア 法人の登記事項証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
- エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- カ 新潟県の県税納税証明書
- キ 法人税の納税証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類）
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 個人の場合

- ア 成年被後見人、被保佐人又は被補助人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）（被保佐人又は被補助人にあつては、知事が別に指示する書類）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市区町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
- エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満の者にあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- カ 新潟県の県税納税証明書
- キ 所得税の納税証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

4 申請書類の作成に用いる言語等

- (1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

5 申請書用紙の入手方法

新潟県出納局ホームページ（下記ホームページアドレス）から取得することが可能である。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/suitou/8chousha.html>

- 6 申請の時期
令和9年3月31日まで随時受け付ける。
なお、審査事務の都合上、資格審査の決定が入札に間に合わないことがある。
- 7 資格審査結果の通知
庁舎等管理業務入札参加資格を有すると決定したときは、庁舎等管理業務入札参加資格承認通知書により通知する。
- 8 資格の有効期間
庁舎等管理業務入札参加資格決定の日から令和11年2月28日までとする。
- 9 申請書の提出先及び照会先
郵便番号950-8570
新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課調達契約係
電話025-280-5490(直通)

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
 - (1) 県立学校等電力需給(新潟高等学校 外38施設)
 - (2) 県立学校電力需給(長岡高等学校 外36施設)
 - (3) 県立学校電力需給(高田高等学校 外29施設)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県教育庁財務課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和8年3月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 上記1(1)について
株式会社V-Power
東京都港区港南二丁目10番9号
 - (2) 上記1(2)について
株式会社V-Power
東京都港区港南二丁目10番9号
 - (3) 上記1(3)について
株式会社V-Power
東京都港区港南二丁目10番9号
- 5 落札価格
 - (1) 上記1(1)について
219,662,615円
 - (2) 上記1(2)について
175,819,656円
 - (3) 上記1(3)について
148,701,900円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日

令和8年1月16日

病院局公告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月24日

新潟県立十日町病院長 清崎 浩一

- 1 調達物品及び数量
L S A重油 単価契約 年間約650,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立十日町病院
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 契約締結日
令和8年4月1日
- 6 契約者の氏名及び住所
株式会社 村山土建
新潟県十日町市山本町1丁目71番地2
- 7 契約価格
144.1円（税込）
- 8 入札公告日
令和8年2月10日
- 9 契約方式
入札時の予定価格以下での随意契約

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第4号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から適用する。

令和8年4月24日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(子の看護等休暇) 第11条の3 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情（以下「事実婚関係等」という。）にある者（新潟県パートナーシップ制度実施要綱の規定による有効な「新潟県パートナーシップ届出受領証明書」(他の自治体の類似制度によるものを含む。)の交付を受けてい	(子の看護等休暇) 第11条の3 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する教員相当臨時職員以外の臨時職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断（いずれも法令により接種等が定められているものに限らず、任

る場合を含む。)の子を含む。)を養育する教員相当臨時職員以外の臨時職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断(いずれも法令により接種等が定められているものに限らず、任意のものを含む。)を受けさせること若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。)のため、勤務しないことが相当である場合に、次により有給の休暇をとることができる。

(1)・(2) (略)

(特別休暇)

第12条 (略)

2 (略)

3 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、採用期間に応じ次のとおり忌引休暇をとることができる。

(1) (略)

(2) 採用期間が1月以上である者(更新等により通算の採用期間が1月以上となる者を含む。)は、当該職員の親族等(下表の親族等に限る。)が死亡した場合に2日以内で必要と認める期間について忌引休暇をとることができる。

なお、取得単位は日とし、取得期間は葬儀の日を含む2日間とする。

対象親族等	配偶者(事実婚関係等にある者を含む。)
	父母
	子
	祖父母
	兄弟姉妹
	配偶者の父母
	配偶者の祖父母(生計を一にする場合に限る。)

意のものを含む。)を受けさせること若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。)のため、勤務しないことが相当である場合に、次により有給の休暇をとることができる。

(1)・(2) (略)

(特別休暇)

第12条 (略)

2 (略)

3 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、採用期間に応じ次のとおり忌引休暇をとることができる。

(1) (略)

(2) 採用期間が1月以上である者(更新等により通算の採用期間が1月以上となる者を含む。)は、当該職員の親族(下表の親族に限る。)が死亡した場合に2日以内で必要と認める期間について忌引休暇をとることができる。

なお、取得単位は日とし、取得期間は葬儀の日を含む2日間とする。

対象親族	配偶者
	父母
	子
	祖父母
	兄弟姉妹
	配偶者の父母
	配偶者の祖父母(生計を一にする場合に限る)

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月24日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成23年新潟県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。<u>以下「施行規則」という。</u>）、風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）及び新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年新潟県条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第11条 （略）</p> <p><u>（風俗営業者に対する聴聞決定予定日通知書の交付）</u></p> <p>第11条の2 <u>施行規則第6条の4第2項の規定による聴聞決定予定日を記載した通知書の交付は、別記様式第13号により行うものとする。</u></p> <p><u>（特定遊興飲食店営業者に対する聴聞決定予定日通知書の交付）</u></p> <p>第11条の3 <u>施行規則第74条の3において準用する第6条の4第2項の規定による聴聞決定予定日を記載した通知書の交付は、別記様式第14号により行うものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）、風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）及び新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年新潟県条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第11条 （略）</p>

第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の別記様式第12号の次に次の2様式を加える。

別記様式第13号 (第11条の2 関係)

第 号

聴 聞 決 定 予 定 日 通 知 書

年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第37条第2項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）を以下のとおり通知する。

年 月 日

殿

新潟県公安委員会 印

営業所の名称	
営業所の所在地	
聴聞決定予定日	年 月 日

備考 法第4条第1項第8号ロの規定により、上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合（風俗営業の廃止について相当な理由がある場合を除く。）、当該返納の日から起算して5年を経過するまで風俗営業の許可を取得できないこととなります。

別記様式第14号 (第11条の3関係)

第 号

聴聞決定予定日通知書

年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第37条第2項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）を以下のとおり通知する。

年 月 日

殿

新潟県公安委員会 印

営業所の名称	
営業所の所在地	
聴聞決定予定日	年 月 日

備考 法第31条の23において準用する法第4条第1項第8号ロの規定により、上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合（特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある場合を除く。）、当該返納の日から起算して5年を経過するまで特定遊興飲食店営業の許可を取得できないこととなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月24日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	本部長が専決できる事務	種別	本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係	(1)～(57) (略) (57)の2 <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「風営適正化法施行規則」という。）</u> 第6条の4第1項の規定による聴聞決定予定日の通知（第74条の3において準用する場合を含む。） (57)の3 <u>風営適正化法施行規則第6条の4第2項の規定による聴聞決定予定日を記載した通知書の交付（第74条の3において準用する場合を含む。）</u> (58) <u>風営適正化法施行規則第10条第2項の規定による許可の通知（第78条第2項において準用する場合を含む。）</u>	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係 (1)～(57) (略) (58) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「風営適正化法施行規則」という。）</u> 第10条第2項の規定による許可の通知（第78条第2項において準用する場合を含む。） (59)～(83) (略)	
(略)		(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第50号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

令和8年4月24日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

2 実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和8年6月2日（火）から同月11日（木）までの8日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（初日の受付は、午前8時30分から開始する。）

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

40人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続

(1) 提出書類

受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

ア 4(1)に該当する者

1号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

オ 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

(2) 提出先

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許可管理センター

(3) 受講手数料

47,000円（納付された手数料は還付しない。）

(4) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 申込期間

令和8年5月7日(木)午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(5) 受講申込み及び受講申込書の提出

(4)により事前申込みを受理された者は、次のいずれかの方法により受講申込みを行うこと。

ア 持参による受講申込み

持参により受講申込みを行う場合は、申込者が受講申込書を提出先に直接持参した上で、手数料を納付すること。

(ア) 申込期間

令和8年5月21日(木)及び同月22日(金)の各日午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

(イ) 申込方法

(1)の提出書類を(2)の提出先へ直接持参すること。

(ウ) 手数料納付方法

受講申込時にキャッシュレス決済又は現金決済により納付すること。

イ 郵送による受講申込み

郵送により受講申込みを行う場合は、申込者が受講申込書を提出先に郵送した上で、電子納付により手数料を納付すること。

(ア) 申込期間

電話による事前申込み終了後から令和8年5月22日(金)まで(締切日の消印有効)

(イ) 申込方法

(1)の提出書類及びあらかじめ宛先を記載した返信用の「レターパックプラス」を、「簡易書留」又は「レターパックプラス」により(2)の提出先へ郵送すること(郵送に要する費用は申込者の自己負担とする。)

(ウ) 手数料納付方法

申込期間内に「新潟県電子申請システム」により納付すること。

ウ インターネットによる受講申込み

インターネットにより受講申込みを行う場合は、申請者が電子申請した上で、電子納付により手数料を納付すること。

(ア) 申込期間

電話による事前申込み終了後から令和8年5月22日(金)午後4時30分まで

(イ) 申込方法

「e-Govポータル」(<https://www.e-gov.go.jp>)の「電子申請」により、必要事項を入力の上、

(1)の提出書類を添付して申し込むこと(パソコンでのみ申込可能。スマートフォンからの申込みはできない。)

(ウ) 手数料納付方法

イ(ウ)と同様

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター
電話番号 025-285-0110(代表)

◎新潟県公安委員会告示第51号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)を次のとおり実施する。

令和8年4月24日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)

2 実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和8年6月2日(火)から同月9日(火)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(初日の受付は、午前8時30分から開始する。)

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービルI

3 受講定員

40人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続

(1) 提出書類

受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

ア 4(1)に該当する者

2号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

オ 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

(2) 提出先

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

(3) 受講手数料

38,000円（納付された手数料は還付しない。）

(4) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 申込期間

令和8年5月8日（金）午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(9) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(5) 受講申込み及び受講申込書の提出

(4)により事前申込みを受理された者は、次のいずれかの方法により受講申込みを行うこと。

ア 持参による受講申込み

持参により受講申込みを行う場合は、申込者が受講申込書を提出先に直接持参した上で、手数料を納付すること。

(7) 申込期間

令和8年5月21日（木）及び同月22日（金）の各日午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 申込方法

(1)の提出書類を(2)の提出先へ直接持参すること。

(9) 手数料納付方法

受講申込時にキャッシュレス決済又は現金決済により納付すること。

イ 郵送による受講申込み

郵送により受講申込みを行う場合は、申込者が受講申込書を提出先に郵送した上で、電子納付により手数料を納付すること。

(7) 申込期間

電話による事前申込み終了後から令和8年5月22日（金）まで（締切日の消印有効）

(4) 申込方法

(1)の提出書類及びあらかじめ宛先を記載した返信用の「レターパックプラス」を、「簡易書留」又は「レターパックプラス」により(2)の提出先へ郵送すること（郵送に要する費用は申込者の自己負担とする。）。

(9) 手数料納付方法

申込期間内に「新潟県電子申請システム」により納付すること。

ウ インターネットによる受講申込み

インターネットにより受講申込みを行う場合は、申請者が電子申請した上で、電子納付により手数料を納付すること。

(7) 申込期間

電話による事前申込み終了後から令和8年5月22日（金）午後4時30分まで

(4) 申込方法

「e-Govポータル」(<https://www.e-gov.go.jp>)の「電子申請」により、必要事項を入力の上、

(1)の提出書類を添付して申し込むこと（パソコンでのみ申込可能。スマートフォンからの申込みはできない。）。

(9) 手数料納付方法

イ(9)と同様

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター
電話番号 025-285-0110 (代表)